

グリーン調達ガイドライン

Technology to Inspire Innovation

航空電子

航空電子グループ

改訂履歴(1/2)

版数	改訂日付	改訂の概要	作成	承認
1	2005. 11. 09	JKCN-030:①文書番号、版数、頁数及び改訂履歴の追加 ②顧客及び RoHS 指令の規制動向により、「反応残さ、不純物等」を対象とした。③含有閾値は未満とする。 以上を追加、改訂し新規発行	三嶽	伊藤訓
2	2007. 7. 31	JKCN-061:① 梱包材含有閾値規程の明確化②六価クロム化合物が含有回避物質から含有禁止物質に変更。③「環境調査票 2 の説明」として別紙 1 及び「含有有無調査票」様式-3 追加④包装材料中の塩化コバルト使用禁止に伴う変更⑤アゾ化合物の適用範囲を規定。⑥資材規定改訂に伴う「環境調査票 1」の運用規定変更等。⑦化審法改訂。	長田	伊藤訓
3	2009. 3. 31	JKCN-080:①調査対象としていた銅、金、銀、パラジウムを表 2 から削除。②表 2-1 注記の記載内容詳細化。③表 2 外部動向の反映。④4 項、現状に合わせ全面書換。⑤表 2 の解説、No15 に化審法第一種に指定された特定ベンゾトリアゾール追加、No18 塩化コバルトの表現修正、No19 に禁止物質として PFOS 追加、No34~37 削除全面書換、不用な説明削除⑥様式-1、様式-3、別紙 1 削除。⑦語句の説明は、定義のみとした。	三嶽	伊藤訓
4	2010. 8. 30	JKCN-085:①2 項「適用範囲」の明確化。②「表 2」及び「表 2 解説」No.6 の化学物質群名変更。③「表 2」及び「表 2 解説」No.20~23 追加。④「表 2」及び「表 2 解説」No.38 について DBT 類、DOT 類も除外物質とした。⑤「表 2」及び「表 2 解説」No.39~44 追加。⑥4 項(2)追加。⑦「表 2 解説」No.15 化審法改正に伴う化学物質追加。⑧「表 2 解説」No.35「その他の臭素系難燃剤」のみ No.40 へ移動。⑨「表 2 解説」No.38 DBT 類、DOT 類を、それぞれ No.20、No.21 へ移動(含有管理から含有禁止への変更)。	三嶽	田邊
5	2011. 4. 5	JKCN-088:①2 ページ前書、簡潔明瞭化。②2 項、適用範囲の明確化。③3.2.1 項、RoHS 指令の適用除外品目準拠の明確化。④「表 2 解説」No.20 及び No.21、JGPSSI Ver4.11 に準拠し、それぞれ「その他～」追加。⑤「表 2 解説」No.39、新規 SVHC 追加および注記変更。	三嶽	吉金
6	2011. 10. 21	JKCN-093:①「表 2 解説」No.9、物質名誤記訂正。②「表 2 解説」No.20 及び No.21、環境影響物質含有閾値追加。③「表 2 解説」No.39、他の化学物質群で「含有禁止」としている物質の削除、新規 SVHC 追加および注記変更。	三嶽	吉金
7	2012. 4. 19	JKCN-099:①2 ページ前書に JAE 基本理念を反映。②「表 2」中の「JGPSSI 物質群分類 No.」欄削除。③「表 2」No.20、No.21 の規格が EU 規則準拠であることを追記。④「表 2 解説」No.39、REACH SVHC の新規追加および注記変更。	三嶽	吉金
8	2012. 10. 22	JKCN-105:「表 2 解説」No.39、REACH SVHC の新規追加。	三嶽	吉金
9	2013. 3. 21	JKCN-115:「表 2 解説」No.39、REACH SVHC の新規追加。	三嶽	吉金
10	2013. 10. 4	JKCN-121:①「表 2」及び「表 2 解説」No.7 の化学物質群名に PCT 類追記。②「表 2」及び「表 2 解説」No.1~44 の化学物質の和名見直し。③「表 2 解説」No.39 の一部物質を No.4、No.16、No.17 へ修正転記。④「表 2 解説」No.39、REACH SVHC の新規追加。⑤「表 2 解説」No.39 の注記の記載方法変更。	三嶽	上原
11	2014. 9. 2	JKCN-132:①「表 2 解説」No.16、No.34、No.39 に新規 REACH SVHC を追加。②「表 2 解説」No.35、No.39 で他の化学物質群と重複表記された物質の削除。③「表 2 解説」No.15 に新規対象物質を追加。	三嶽	上原
12	2016. 1. 15	JKCN-140:①3.2.2 項、「表 2」No.25、No.36 及び「表 2 解説」No.25、No.36、No.41 に改正 RoHS 指令に伴う変更を反映。②「表 2」No.24、注記及び「表 2 解説」No.24 に BNST を追加。③「表 2 解説」No.1、No.41 に新規 REACH SVHC を追加。④「表 2 解説」No.15 の HBCDD に化審法指定物質を追加。	三嶽	上原

改訂履歴(2/2)

版数	改訂日付	改訂の概要	作成	承認
13	2017. 4. 24	JKCN-146:①3.2.2 項本文の一部、及び「表 2-1」、「表 2」No.25、「表 2 解説」No.25 の特定フタル酸エステルの納入禁止時期を見直し(2019/7/22→2018/4/1)②「表 2」No.8 及び「表 2 解説」No.8 の PCN について塩素数を見直し(3→2)③「表 2」No.26 及び「表 2 解説」No.26 に PAH を新規追加④「表 2 解説」No.37 に DIDP、DNOP を追加⑤「表 2 解説」No.42 に新規 REACH SVHC を追加	前川	上原
14	2019. 4. 12	JKCN-176:①REACH 規則附属書 X VII の改正に伴う変更 ②REACH 規則 SVHC への対応追加③BNST への含有禁止制限を解除④REACH 規則 SVHC 追加	前川	是澤
15	2020. 12. 8	JKCN-186:①オゾン層保護法、土壌汚染対策法および欧州 REACH 規則の法改正を反映 ②水質汚濁防止法のみ適用されている規制物質を削除 ③ゴム部品/材料の取引先に対する原則的な取組要求を追加 ④特定フタル酸エステル4物質について管理値による管理要求を追加	高山	是澤
16	2022. 2. 15	JKCN-193:①特定フタル酸エステル 4 物質合計許容濃度 1000ppm 追加 ②フッ素ゴム及びシリコンゴムは分析データ提供を免除 ③No.27~47 の連番振り直し ④「納入禁止時期:2020 年 1 月 1 日」削除 ⑤「米国 TSCA PBT 物質」を含有禁止に追加 ⑥REACH 規則 SVHC に 14 物質群追加	高山	是澤
17	2023. 2. 21	JKCN-202:①「航空電子グループの環境方針」追加 ②製造工程で使用を規制する環境影響物質における使用回避物質の定義の見直し ③調達品に関する基準の見直しによる含有回避項目の削除と該当物質の分類変更 ④表 2-1 との整合による表 2 への注記追加 ⑤PFOS の適用除外規定の撤廃による表 2 の注記削除 ⑥表 2 の注記に番号追加 ⑦REACH 規則 SVHC に 10 物質群追加	高山	是澤
18	2025. 2. 20	JKCN-212:①「chemSHERPA」を引用した含有禁止物質リストへの変更及びリストの別表化 ②「chemSHERPA」未収載規制の追加 ③環境影響物質含有閾値変更 ④データ提出の明記	高山	是澤

グリーン調達ガイドラインについて

航空電子グループは、「航空電子グループの環境方針」に基づいた製品をお客様に提供するために、環境に影響の少ない材料や部品等を使用致します。

航空電子グループの環境方針

基本理念

航空電子グループは、社会の一員として、自然環境や生物多様性を尊重し、環境にやさしい事業活動を通して社会的責任を果たすことにより、豊かで持続可能な循環型社会の実現に貢献する。

基本方針

航空電子グループは、その主要製品であるコネクタ、ユーザーインターフェース関連製品、航空宇宙用電子機器、光関連製品等の電子機器に関わる調達・開発・製造・販売・物流を行っていることを考慮して、これらの事業活動から生じる環境への影響を十分に認識し、21世紀を環境の世紀と自覚の上、持続可能な循環型社会の形成に向け、以下の方針に基づいて環境経営を推進する。

1. 環境目標を定め、その改善計画を実行し、これらを定期的に見直す枠組みを与えることによって、環境汚染の予防と環境管理活動の継続的向上に努める。
2. 航空電子グループは組織の順守義務を満たし、必要に応じて自主基準を設定して、環境保全の改善に取り組む。
3. 環境統括担当役員を頂点とする環境管理組織および運営制度を整備し、環境管理に関する規程類を常に最新のものとして維持する。
4. 製品の設計段階から温室効果ガス、廃棄物等の環境負荷の低減と資源や有害化学物質の使用量削減を図り、グリーン調達を推進する。
5. 内部環境監査を定期的実施し、環境パフォーマンスを向上させるための環境マネジメントシステムの向上に努める。
6. 環境向上のための保有技術や環境管理情報を必要に応じて公開する。

2018年4月2日 改定 航空電子グループ環境統括担当役員

執行役員 檜山 憲孝

1. 目的

このガイドラインは、航空電子グループ(以下、「当社」という)がお取引先様より購入する材料、部品等について、環境に優しい部品等の調達に関する基本的な考え方を示しています。

このガイドラインでの基準と、当社より依頼する部品等の個別仕様書等との内容が相違する場合は個別仕様書等が優先します。

また、このガイドラインの基準は、今後の法規制あるいは社会情勢の変化に応じて、必要に応じ改訂いたします。

2. 適用範囲

このガイドラインは、当社が販売或いは提供する製品に使用される原材料、部品、梱包材及びこれらの製造工程における補助材料等について適用します。また、当社にて製品に接触することによって、有害物質が付着する可能性有りと判断した製造工程で使用する設備、治工具、計測器、文房具等についても適用範囲とします。

3. グリーン調達の基本的な考え方

当社がお取引先様から調達する部品等のグリーン調達については、次の2つの基準をもって構成します。

- (1) 環境保全体質の確立 (環境管理システムの構築)
- (2) 調達品に関する基準 (環境影響物質を含まない)

3. 1 お取引先様の環境保全体質の確立

3. 1. 1 環境管理システムの構築

お取引先様において、環境管理システムを持たれていること。

環境管理システムは、国際規格〔ISO14001(環境マネジメントシステム)〕あるいは自社の独自の環境管理システム等、その種類は問いません。

上記の独自環境管理システムとは、以下の4項目を満足していることが必要です。

- ・ 経営者が何らかの形で環境保全の方針を表明されていること。
- ・ 環境管理担当者を設置し、社内に環境管理体制が構築されていること。
- ・ 環境負荷を把握し、継続的に環境負荷低減の活動を実施していること。
- ・ 環境管理活動に関する定期的な議論の場が設定されていること。

3. 1. 2 使用済素材、包装・梱包材の回収・リサイクルへの取組み

使用済素材や包装材等について、回収・リサイクルに取り組んでおられること。

3. 1. 3 オゾン層保護、地球温暖化への対応

モントリオール議定書で規制されているオゾン層破壊物質の全廃化や、温室効果物質の使用削減、省エネルギー活動など地球温暖化対策に取り組んでおられること。

3. 1. 4 製造工程で使用を規制する環境影響物質

製造工程で使用を規制する環境影響物質について、以下の(1)～(3)の区分に従い管理されること。

その環境影響物質の指定は別表1及び別表1-1によります。

- (1) 使用禁止物質：法規制等により、部品等の製造工程において使用を禁止する物質。
- (2) 使用回避物質：出来る限り部品等の製造工程において使用を回避または削減するように努めていただく物質。
- (3) 適用除外物質：技術的に困難などの理由で、現状では使用規制から除外する物質を別表1-1に示します。代替、削減努力は継続して下さい。

3.2 調達品に関する基準

3.2.1 調達品への含有を禁止、管理する化学物質

調達品への含有を禁止、管理する化学物質については、以下の(1)(2)の区分に従い管理されること。なお、ここでいう含有物質とは、部品等に含まれていることを指し、部品等を構成する材料等において、性能、機能を出す目的で意図的に添加・充填した物質のみでなく、反応残さ、不純物等の非意図的な含有物質も対象とします。製造工程で用いても調達品に含有されない物質については対象外とし、R o H S 指令等の適用除外項目に該当する品目については、各法規制に準拠し適用除外として扱います。

これらの化学物質は法的な規制、環境、健康、安全衛生に影響を与える恐れのあるもの等の理由により選ばれています。

- (1) 含有禁止物質：法規制等により、部品等に含有することを禁止している物質。
別表2及び別表3による。
- (2) 含有管理物質：部品等の含有を管理していただくべき物質。
 - ① chemSHERPA(*)管理対象物質の対象物質から、上記別表2及び別表3の含有禁止物質を除いた物質。
 - ② 赤燐 (CAS登録番号：7723-14-0)

(*)chemSHERPAについては3.2.2項を参照してください。

3.2.2 提出データ

本ガイドラインに示す「含有禁止物質」、「含有管理物質」に対する該当/非該当を確認するため、以下のデータの提出をお願い致します。

(1) 製品含有化学物質データ

・車載用途：「IMDS」

IMDSとは、自動車業界向けの材料データシステムです。

下記URLにてデータ作成可能です。IMDSデータが必要な場合はご連絡いたします。

<https://public.mdsystem.com/ja/web/imds-public-pages/create/>

・その他の用途：「chemSHERPA-AI」又は「chemSHERPA-CI」最新版。

「chemSHERPA-AI」：成形品

成分情報、遵法判断情報(SVHCを含有する場合、SCIP情報含む)

「chemSHERPA-CI」：化学品

成分情報

chemSHERPAとは、JAMP(アーティクルマネジメント推進協議会)により運用される、製品に含有する化学物質情報を、サプライチェーンを通して伝達するためのデータ作成支援ツールです。下記URLよりデータ作成支援ツール、管理対象物質参照リスト等がダウンロード可能です。chemSHERPAデータが必要な場合はご連絡いたします。

<https://chemsherpa.net/tool>

(2) フタル酸エステル類 (BBP、DBP、DEHP、DIBP) 分析データ

フタル酸エステルの混入を確認する為、フッ素ゴム及びシリコンゴムを除くゴム部品は、原則納入時に使用材料ロット又は成形ロット毎の分析データを添付し納入をお願い致します。

また、原則ゴム材料のA練業者はフタル酸エステルフリー工場とします。

分析は、IEC62321-8に基づいたスクリーニング法により 500ppm 未満の場合は非含有と判定します。

濃度 500ppm 以上の場合は検証法 (精密分析) で再検査し、含有閾値 1000ppm 未満である確証を提出してください。

上記以外の分析データやエビデンス、不使用保証書等の提出を依頼する場合がありますのでご対応をお願い致します。

3.2.3 環境影響物質含有部材の継続調達

(1) 含有禁止物質

お客様のご要求に対応するため、使用禁止物質を含有した部材の調達を継続する場合があります。このような場合には社内での識別管理を徹底すると共に、お取引先様にもご協力をお願い致します。

(2) 含有管理物質

お客様が使用禁止とされている物質については個別に対応させていただいておりますが、

(1) 項と同様に含有品との識別管理の徹底にご協力願います。

3.2.4 欧州REACH規則SVHC (高懸念物質)について

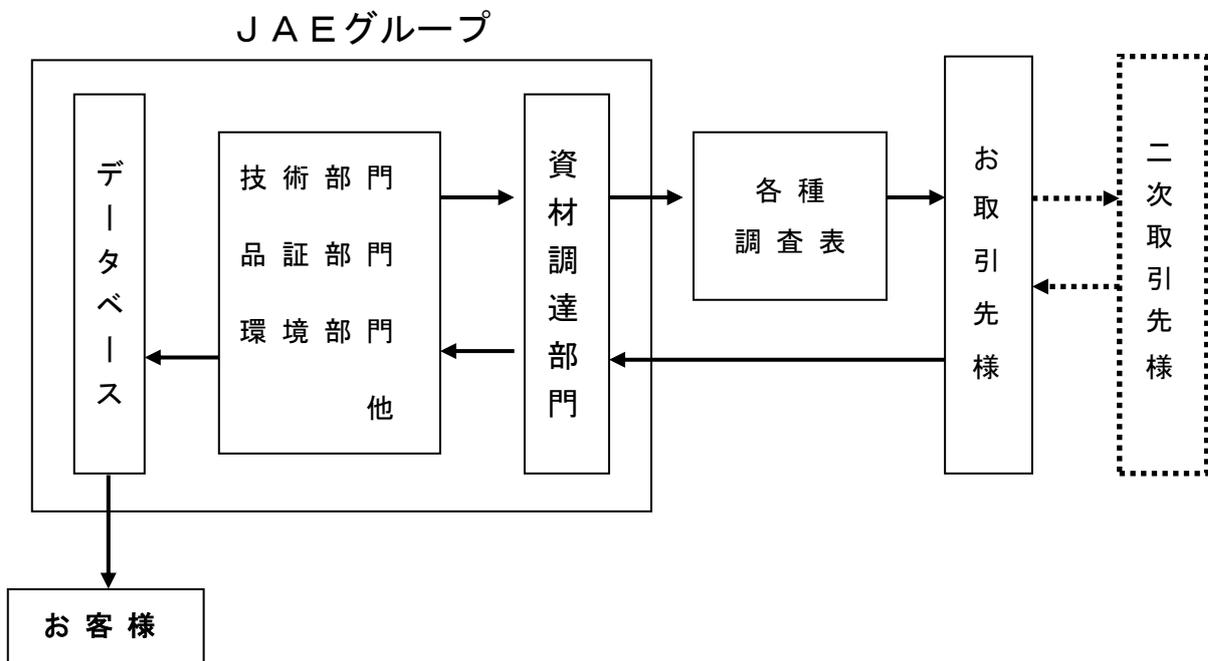
SVHCは、随時(年2回)追加されるため、最新情報は下記に示す欧州化学品庁(ECHA)のホームページ等でご確認願います。

<https://echa.europa.eu/candidate-list-table>

4. グリーン調達の実運用について

上記3項に基づき、お取引先様の材料や部品等についての含有情報を提供いたします。
 提供いただいた情報は当社内で機密保持に十分配慮した上で活用させていただきます。
 具体的な運用は以下の通りとなります。

- (1) 部品等に含有する環境影響物質については、当社が必要とする対象物品についてのみ別途ご通知し
 情報をいただきます。回答内容に変更があった場合には、変更内容を当社調達担当者に提出して
 ください。
- (2) 国内外製品関連環境規制の動向により、新規に環境影響物質が追加された場合は、随時ご通知し情
 報をいただきます。
- (3) 別途グリーン調達に関する覚書を締結させていただきます。
- (4) 調査に当り、お取引先様が、更に部品・材料等を二次（或いはそれ以上）のお取引先様に
 お願いしている場合は、当該二次取引先様からの情報を入手の上、回答してください。



分類	No	物質名	CAS No.	根拠等
使用禁止 物質 (18点)	1	C F C	-	モントリオール議定書 O D C (オゾン層破壊物質)
	2	1,1,1-トリクロロエタン	71-55-6	
	3	四塩化炭素	56-23-5	
	4	ハロン	-	
	5	H B F C	-	
	6	H C F C	-	
	7	ブromoクロロメタン	74-97-5	
	8	臭化メチル (ブromoメタン)	74-83-9	
	9	トリクロロエチレン	79-01-6	
	10	テトラクロロエチレン	127-18-4	
	11	ジクロロメタン (塩化メチレン、メチレンクロライド)	75-09-2	
	12	1,1,2-トリクロロエタン (塩化エチレン)	79-00-5	
	13	1,2-ジクロロエタン	107-06-2	
	14	1,1-ジクロロエチレン (塩化ビニリデン)	75-35-4	
	15	1,2-ジクロロエチレン	540-59-0 156-59-2 156-60-5	
	16	1,3-ジクロロプロペン	542-75-6	
	17	ベンゼン	71-43-2	
	18	クロロエチレン	75-01-4	
使用回避 物質 (2点)	19	P F C (パーフルオロカーボン)	-	地球温暖化物質 (代替フロン)
	20	H F C (ハイドロフルオロカーボン)	-	

別表1-1.適用除外物質

No	物質名	用途	制限事項等
1	オゾン層破壊物質	空調機、冷凍機用冷媒	新規設置は禁止する
2	P F C, H F C	半導体エッチングガス	削減目標遵守、分解回収検討
3	塩化メチレン	ポリカーボネート製造工程	重合用溶媒
4	クロロエチレン	ポリ塩化ビニル生産	樹脂原料

No	物質/物質群	CAS登録番号/ 物質群ID	対象	閾値レベル	参照法規制
1	アスベスト類	SG001	全製品	意図的添加 [報告レベル：製品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII; [USA] Toxic Substances Control Act (TSCA); [Switzerland] Act of Reduction of Risks in Treatment of Specified Hazardous Substances, Preparations, and Articles in Switzerland (ChemRRV) Swiss Ordinance 814.81
2	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	SG002	織物/皮革製品	生成アミンが仕上がり織物/皮革製品の0.003重量% (30ppm) [報告レベル：材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
3	カドミウム/カドミウム化合物	SG006	電池を除く全製品	均質材料中のカドミウムの0.01重量% (100ppm) [報告レベル：材料]	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments; [China] Law Measures for Restriction of the Use of Hazardous Substances in Electrical Appliances and Electronic Products; [Japan] Law for the Promotion of Effective Utilization of Resources; [EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			電池	電池中のカドミウムの0.001重量% (10ppm) [報告レベル：部品]	[EU] Battery Directive 2006/66/EC; [Korea (the Republic of)] Quality Management and Manufactured Product Safety Management Law (Battery Regulation)
			4インチ以上のスクリーンを含むビデオディスプレイ	均質材料中のカドミウムの0.01重量% (100ppm) [報告レベル：材料]	[USA California] Electronic Waste Recycling Act (California RoHS) SB 20, amended by SB 50 and AB 575
4	六価クロム化合物	SG008	全製品	均質材料中の六価クロムの0.1重量% (1000ppm) [報告レベル：材料]	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments; [China] Law Measures for Restriction of the Use of Hazardous Substances in Electrical Appliances and Electronic Products; [Japan] Law for the Promotion of Effective Utilization of Resources;
			4インチ以上のスクリーンを含むビデオディスプレイ	均質材料中の六価クロムの0.1重量% (1000ppm) [報告レベル：材料]	[USA California] Electronic Waste Recycling Act (California RoHS) SB 20, amended by SB 50 and AB 575
5	ジブチルスズ化合物 (DBT)	SG009	全製品	部品中のスズの0.1重量% (1000ppm) [報告レベル：部]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
6	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	SG010	(a)皮膚と接触することを意図する織物/皮革製品 (b)育児製品 (c)2液性室温硬化モールドイングキット (RTV-2シーラントモールドイングキット)	部品中のスズの0.1重量% (1000ppm) [報告レベル：部品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
7	フッ素系温室効果ガス (PFC, SF6, HFC)	SG012	全製品	意図的添加 [報告レベル：製品]	[EU] REGULATION (EU) No 517/2014 on fluorinated greenhouse gases
8	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)	SG013	全製品	意図的添加または0.01重量% (100ppm) [報告レベル：成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation; [Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and Regulation of Their Manufacture, etc.; [EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EC) No.850/2004

No	物質/物質群	CAS登録番号/ 物質群ID	対象	閾値レベル	参照法規制
9	鉛/鉛化合物	SG014	電池を除く全製品	均質材料中の鉛の0.1重量% (1000ppm) [報告レベル : 材料]	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments; [China] Law Measures for Restriction of the Use of Hazardous Substances in Electrical Appliances and Electronic Products; [Japan] Law for the Promotion of Effective Utilization of Resources; [EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			主として12歳以下の子供向けの消費者製品	製品中の鉛の0.01重量% (100ppm) [報告レベル : 製品]	[USA] Consumer Product Safety Improvement Act of 2008 PUBLIC LAW 110-314
			子供向けの玩具及び製品の塗料又は表面塗装	表面塗装中の鉛の0.009重量% (90ppm) [報告レベル : 材料]	[USA] Consumer Product Safety Improvement Act of 2008 PUBLIC LAW 110-314
			熱硬化性/熱可塑性樹脂で被覆された電線・ケーブル又はコード	表面被覆材中の鉛の0.03重量% (300ppm) [報告レベル : 材料]	[USA California] Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986 (Proposition 65)
			電池	電池中の鉛の0.004重量% (40ppm) [報告レベル : 部品]	[EU] Battery Directive 2006/66/EC; [China] Limitation of mercury, cadmium and lead contents for alkaline and non-alkaline zinc manganese dioxide batteries GB 24427-2009
			4インチ以上のスクリーンを含むビデオディスプレイ	均質材料中の鉛の0.1重量% (1000ppm) [報告レベル : 材料]	[USA California] Electronic Waste Recycling Act (California RoHS) SB 20, amended by SB 50 and AB 575
10	水銀/水銀化合物	SG019	電池を除く全製品	意図的添加または均質材料の水銀の0.1重量% (1000ppm) [報告レベル : 材料]	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments; [China] Law Measures for Restriction of the Use of Hazardous Substances in Electrical Appliances and Electronic Products; [Japan] Law for the Promotion of Effective Utilization of Resources; [EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII; [Canada] Products containing Mercury regulations SOR/2014-254
			電池	意図的添加または電池中の水銀の0.0001重量% (1ppm) [報告レベル : 部品]	[EU] Battery Directive 2006/66/EC; [China] Limitation of mercury, cadmium and lead contents for alkaline and non-alkaline zinc manganese dioxide batteries GB 24427-2009; [Taiwan (Province of China)] Restrictions on the Manufacture, Import, and Sale of Dry Cell Batteries; [Korea (the Republic of)] Quality Management and Manufactured Product Safety Management Law (Battery Regulation); [USA New York] Environmental Conservation Law, Battery management and disposal § 27-0719
			電池	均質材料中の水銀の0.0005重量% (5ppm) [報告レベル : 材料]	[Canada] Products containing Mercury Regulations SOR/2014-254
			4インチ以上のスクリーンを含むビデオディスプレイ	均質材料中の水銀の0.1重量% (1000ppm) [報告レベル : 材料]	[USA California] Electronic Waste Recycling Act (California RoHS) SB 20, amended by SB 50 and AB 575
11	オゾン層破壊物質 (CFC, Halon, HBFC, HCFC その他)	SG021	全製品	意図的添加 [報告レベル : 製品]	[EU] Regulation on substances that deplete the ozone layer (EC) No. 1005/2009; [Japan] Law concerning the Protection of the Ozone Layer through the Control of Specified Substances and Other Measures; [USA] Clean Air Act; (Treaty) Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer

No	物質/物質群	CAS登録番号/ 物質群ID	対象	閾値レベル	参照法規制
12	パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)	SG023	織物またはその他のコートされた材料	意図的添加またはコートされた材料の1 μ g/m ² [報告レベル：材料]	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EC) No.850/2004; [Canada] Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations SOR/2012-285 and its amendment; [Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and Regulation of Their Manufacture, etc.
13	パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)	SG023	織物とその他のコートされた材料を除く全製品	意図的添加または部品中の0.1重量% (1000ppm) (PFOSの合計として) [報告レベル：材料]	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EC) No.850/2004; [Canada] Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations SOR/2012-285 and its amendment; [Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and Regulation of Their Manufacture, etc.
14	フタル酸エステル類 グループ1 (BBP, DBP, DEHP, DIBP)	SG024	玩具、または育児製品	フタル酸エステルの合計として可塑化した材料の0.1重量% (1000ppm) [報告レベル：材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII; [USA] Consumer Product Safety Improvement Act of 2008 PUBLIC LAW 110-314
15	フタル酸エステル類 グループ2 (DIDP, DINP, DNOP)	SG025	子供の口に入る玩具、または育児製品	フタル酸エステルの合計として可塑化した材料の0.1重量% (1000ppm) [報告レベル：材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII; [USA] Consumer Product Safety Improvement Act of 2008 PUBLIC LAW 110-314
16	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB類)	SG026	全製品	均質材料の0.1重量% (1000ppm) [報告レベル：材料]	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments; [China] Law Measures for Restriction of the Use of Hazardous Substances in Electrical Appliances and Electronic Products; [Japan] Law for the Promotion of Effective Utilization of Resources
17	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)	SG027	全製品	均質材料の0.1重量% (1000ppm) または意図的添加 [報告レベル：材料]	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments; [China] Law Measures for Restriction of the Use of Hazardous Substances in Electrical Appliances and Electronic Products; [Japan] Law for the Promotion of Effective Utilization of Resources; [Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and Regulation of Their Manufacture, etc.
18	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB類) 及び特定代替品	SG028	全製品	意図的添加 [報告レベル：製品]	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EC) No.850/2004; [USA] Toxic Substances Control Act (TSCA); [Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and Regulation of Their Manufacture, etc.
19	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT類)	SG029	全製品	材料の0.005重量% [報告レベル：材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
20	ポリ塩化ナフタレン類(PCN類)	SG030	全製品	意図的添加 [報告レベル：製品]	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EC) No.850/2004; [Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and Regulation of Their Manufacture, etc.
21	放射性物質	SG031	全製品	意図的添加 [報告レベル：製品]	[USA] Nuclear Regulatory Commission Regulations Title 10 CFR Part 20; [Japan] Law for the Regulation of Nuclear Source Material, Nuclear Fuel Material, and Reactors; [Japan] Law Concerning Prevention from Radiation Hazards due to Radio-Isotopes, etc.; [EU] Directive 2013/59/Euratom

No	物質/物質群	CAS登録番号/ 物質群ID	対象	閾値レベル	参照法規制
22	短鎖型塩化パラフィン類（炭素数10～13）	SG034	全製品	意図的添加または0.1重量%（1000ppm） [報告レベル：成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation; [EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EC) No.850/2004; [Norway] Regulations relating to restrictions on the manufacture, import, export, sale and use of chemicals and other products hazardous to health and the environment (Consumer Product Regulations) FOR-2004-06-01-922; [Switzerland] Act of Reduction of Risks in Treatment of Specified Hazardous Substances, Preparations, and Articles in Switzerland (ChemRRV) Swiss Ordinance 814.81
23	三置換有機スズ化合物	SG035	全製品	意図的添加またはスズ元素としての、部品中の0.1重量% [報告レベル：部品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII; [Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and Regulation of Their Manufacture, etc.; [Norway] Regulations relating to restrictions on the manufacture, import, export, sale and use of chemicals and other products hazardous to health and the environment (Consumer Product Regulations) FOR-2004-06-01-922
24	ニッケル/ニッケル化合物	SG047	長期間皮膚に接触する可能性のある製品	意図的添加 [報告レベル：製品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
25	ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩	SG054	全製品	意図的添加またはPFOA とその塩の合計で成形品や混合物中の0.0000025 重量% [報告レベル：成形品、混合物]	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EU) 2019/1021; [Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and Regulation of Their Manufacture, etc.; [Korea (the Republic of)] Persistent Organic Pollutants Control Act
26	PFOA関連化合物	SG055	全製品	意図的添加またはPFOA関連化合物またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中の0.0001重量% [報告レベル：成形品、混合物]	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EU) 2019/1021; [Korea (the Republic of)] Persistent Organic Pollutants Control Act
27	ハロゲン系難燃剤	SG058	100cm ² 超のスクリーンを有するテレビ、モニター及びデジタルサイネージディスプレイを含む電子ディスプレイの筐体及びスタンド	均質材料中のハロゲン含有が0.1 重量% [報告レベル：材料]	[EU] Commission Regulation (EU) 2019/2021 laying down ecodesign requirements for electronic displays
28	C9-C14 PFCA及びその塩	SG065	全製品	C9-C14のPFCAs 及びその塩の合計で成形品や混合物中の0.0000025重量% [報告レベル：成形品、混合物]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
29	C9-C14 PFCA関連物質	SG066	全製品	C9-C14のPFCA関連物質の合計で成形品や混合物中の0.000026重量% [報告レベル：成形品、混合物]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
30	ペンタクロロフェノールとその塩およびエステル	SG070	全製品	PCP（その塩とエステルを含む）の意図的添加または成形品や混合物中の0.0005 重量% [報告レベル：成形品、混合物]	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EU) 2019/1021; [Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and Regulation of Their Manufacture, etc.
31	デカブロモジフェニルエーテル (DecaBDE)	1163-19-5	全製品	意図的添加または0.1重量%（1000ppm） [報告レベル：成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation; [USA] Toxic Substances Control Act (TSCA); [Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and Regulation of Their Manufacture, etc.
32	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	117-81-7	全製品	均質材料の0.1重量%（1000ppm） [報告レベル：材料]	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments; [EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation

No	物質/物質群	CAS登録番号/ 物質群ID	対象	閾値レベル	参照法規制
33	酸化ベリリウム	1304-56-9	全製品	0.1重量% (1000ppm) [報告レベル：製品]	(Guidance) EICTA, CECED and EERA Joint Position : Guidance on implementing article 11 of Directive 2002/96(EC) concerning information for treatment facilities
34	ベンゾ[e]ピレン	192-97-2	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の0.0001重量% (1ppm) [報告レベル：材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の0.00005重量% (0.5ppm) [報告レベル：材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
35	ベンゾ[j]フルオランテン	205-82-3	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の0.0001重量% (1ppm) [報告レベル：材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の0.00005重量% (0.5ppm) [報告レベル：材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
36	ベンゾ[b]フルオランテン	205-99-2	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の0.0001重量% (1ppm) [報告レベル：材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の0.00005重量% (0.5ppm) [報告レベル：材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
37	ベンゾ[k]フルオランテン	207-08-9	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の0.0001重量% (1ppm) [報告レベル：材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の0.00005重量% (0.5ppm) [報告レベル：材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII

No	物質/物質群	CAS登録番号/ 物質群ID	対象	閾値レベル	参照法規制
38	クリセン	218-01-9	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の0.0001重量% (1ppm) [報告レベル：材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の0.00005重量% (0.5ppm) [報告レベル：材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
39	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-yl)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	3846-71-7	全製品	意図的添加または0.1重量% (1000ppm) [報告レベル：成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation; [Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and Regulation of Their Manufacture, etc.
40	ホルムアルデヒド	50-00-0	(a) 衣類または関連するアクセサリ、または(b) 衣服以外の繊維であって、通常又は合理的に見込まれる使用条件の下で、衣服と同程度に人の皮膚に接触するもの、または(c) 履物	均質材料中の0.0075重量%(75ppm) [報告レベル：材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
41	ベンゾ[a]ピレン	50-32-8	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の0.0001重量% (1ppm) [報告レベル：材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の0.00005重量% (0.5ppm) [報告レベル：材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
42	ジベンゾ[a,h]アントラセン	53-70-3	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の0.0001重量% (1ppm) [報告レベル：材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の0.00005重量% (0.5ppm) [報告レベル：材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
43	ビス[トリブチルスタンニル]オキソド (TBTO)	56-35-9	全製品	意図的添加または0.1重量% (1000ppm) [報告レベル：成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation; [Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and Regulation of Their Manufacture, etc.

No	物質/物質群	CAS登録番号/ 物質群ID	対象	閾値レベル	参照法規制
44	ベンゾ[a]アントラセン	56-55-3	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の0.0001重量% (1ppm) [報告レベル：材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の0.00005重量% (0.5ppm) [報告レベル：材料]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
45	ジメチル=フマラート	624-49-7	全製品	部品中の0.00001重量% (0.1ppm) [報告レベル：部品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
46	イソプロピル化フェノール=ホスファート(3:1) (PIP (3:1))	68937-41-7	全製品	意図的添加 [報告レベル：製品]	[USA] Toxic Substances Control Act (TSCA)
47	ジイソブチル=フタラート	84-69-5	全製品	均質材料の0.1重量% (1000ppm) [報告レベル：材料]	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments; [EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
48	ジブチルフタラート(DBP)	84-74-2	全製品	均質材料の0.1重量% (1000ppm) [報告レベル：材料]	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments; [EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
49	ベンジル=ブタン-1-イル=フタラート(BBP)	85-68-7	全製品	均質材料の0.1重量% (1000ppm) [報告レベル：材料]	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments; [EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
50	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ [12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン ("デクロランプラス"™)	-	全製品	意図的添加 [報告レベル：製品]	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EU)
51	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328)	25973-55-1	全製品	意図的添加 [報告レベル：製品]	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EU)
52	四重金属 (カドミウム/六価クロム/鉛/水銀、および各々の化合物)	-	包装材	意図的添加または均質材料中のカドミウム、水銀、六価クロム、鉛の合計の0.01重量% (100ppm)	EU 包装指令 94/62/EC、包装材有害物質防止法
53	ヒ素化合物	-	木材防腐剤	意図的添加	EU REACH 規則(EC) No.1907/2006 付属書XVII (制限物質)
54	塩化コバルト	-	乾燥剤内のインジケータ	意図的添加	EU REACH 規則(EC) No.1907/2006 付属書XVII (制限物質)
55	ポリ塩化ビニル/ポリ塩化ビニリデン	-	包装材	意図的添加 (スティック等代替材料が無いもの以外)	韓国 資源の節約とリサイクル促進に関する法律
56	1~7個の芳香環を含む鉱物油芳香族炭化水素 (MOAH)	-	包装材、印刷物	インキ中の0.1重量% (1000ppm)	フランス循環経済法
57	3~7個の芳香環を含む鉱物油芳香族炭化水素 (MOAH)	-	包装材、印刷物	インキ中の0.0001重量% (1ppm)	フランス循環経済法
58	16~35個の炭素原子をもつ鉱物油飽和炭化水素 (MOSH)	-	包装材、印刷物	インキ中の0.1重量% (1000ppm)	フランス循環経済法

No	物質/物質群	CAS登録番号/ 物質群ID	対象	閾値レベル	参照法規制
59	フタル酸エステル類 グループ1 (BBP, DBP, DEHP, DIBP)	SG024	ROHS指令規制対象外製品 (包装材など)	フタル酸エステルの合計として可塑化した材料の0.1重量% (1000ppm) [報告レベル: 材料]	EU REACH 規則(EC) No.1907/2006 付属書XVII (制限物質)

別表3.含有禁止物質リスト：化審法第一種特定化学物質
(他の化学物質群で指定したものを除く)

Ver.1.0/2025.2.20
日本航空電子工業株式会社

No	物質名	CAS No.
1	(1R,2R,5R,6S,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサプロモシクロドデカン	138257-18-8
2	(1R,2R,5R,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9,10-ヘキサプロモシクロドデカン	678970-17-7
3	(1R,2R,5R,6S,9S,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサプロモシクロドデカン	138257-17-7
4	(1R,2R,5S,6R,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサプロモシクロドデカン	678970-15-5
5	(1R,2S,5R,6S,9S,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサプロモシクロドデカン	678970-16-6
6	(1R,2S,5S,6R,9S,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサプロモシクロドデカン	138257-19-9
7	(1R,2S,5S,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9,10-ヘキサプロモシクロドデカン	169102-57-2
8	(3r,5aR,6R,9S,9aS)-6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-3H-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド	33213-65-9
9	(3s,5aR,6R,9S,9aS)-6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-3H-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド	959-98-8
10	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-クロロフェニル)エタン	50-29-3
11	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-1,4:5,8-ジメタノナフタレン	128-10-9
12	1,2,3,4,5-ペンタクロロベンゼン	608-93-5
13	1,3,4,7,8,9,10,10-オクタクロロトリシクロ[5.2.1.0(2,6)]デカ-8-エン	57-74-9
14	1,4,4,7,8,9,10,10-オクタクロロトリシクロ[5.2.1.0(2,6)]デカ-8-エン	5566-34-7
15	1,5,7,8,9,10,10-ヘプタクロロトリシクロ[5.2.1.0(2,6)]デカ-3,8-ジエン	76-44-8
16	1,8,9,10,11,11-ヘキサクロロ-4-オキサテトラシクロ[6.2.1.0(2,7).0(3,5)]ウンデカ-9-エン	6058-23-7
17	1,9,10,11,12,12-ヘキサクロロ-5-オキソ-4,6-ジオキサ-5λ(4)-チアトリシクロ[7.2.1.0(2,8)]ドデカ-10-エン	115-29-7
18	2,2,2-トリクロロ-1-(2-クロロフェニル)-1-(4-クロロフェニル)エタノール	10606-46-9
19	2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール	115-32-2
20	N-(ジメチルフェニル)-N'-トリル-1,4-フェニレンジアミン	70290-05-0
21	N,N'-ジ-2-トリル-1,4-フェニレンジアミン	15017-02-4
22	N,N'-ジ-4-トリル-1,4-フェニレンジアミン	620-91-7
23	N,N'-ジトリル-1,4-フェニレンジアミン	27417-40-9
24	N,N'-ビス(ジメチルフェニル)-1,4-フェニレンジアミン	28726-30-9
25	r-1,c-2,t-3,c-4,c-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン	58-89-9
26	r-1,c-2,t-3,c-4,t-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン	319-84-6
27	r-1,t-2,c-3,t-4,c-5,t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン	319-85-7
28	rel-(1aR,1bS,2R,5S,5aR,6S,6aS)-2,3,4,5,6,6a,7,7-オクタクロロ-1a,1b,5,5a,6,6a-ヘキサヒドロ-2H-2,5-メタノインデノ[1,2-b]オキシレン	27304-13-8
29	rel-(1R,2R,3R,6S,7S,8S)-1,8,9,10,11,11-ヘキサクロロテトラシクロ[6.2.1.1(3,6).0(2,7)]ドデカ-4,9-ジエン	309-00-2
30	rel-(1R,2R,3R,6S,7S,8S,9S,11R)-3,4,5,6,13,13-ヘキサクロロ-10-オキサペンタシクロ[6.3.1.1(3,6).0(2,7).0(9,11)]トリデカ-4-エン	72-20-8
31	rel-(1R,2S,3R,4R,6S,7S)-1,3,4,7,8,9,10,10-オクタクロロトリシクロ[5.2.1.0(2,6)]デカ-8-エン	5103-74-2
32	rel-(1R,2S,3R,4S,6S,7S)-1,3,4,7,8,9,10,10-オクタクロロトリシクロ[5.2.1.0(2,6)]デカ-8-エン	5103-71-9

No	物質名	CAS No.
33	rel-(1R,2S,3S,6R,7R,8S,9S,11R)-3,4,5,6,13,13-ヘキサクロロ-10-オキサペンタシクロ[6.3.1.1(3,6).0(2,7).0(9,11)]トリデカ-4-エン	60-57-1
34	rel-(1R,2S,5R,6S,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン	4736-49-6
35	rel-(1R,2S,5R,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン	65701-47-5
36	rel-(1R,4S,7S,8S,10S)-2,3,4,5,6,10-ヘキサクロロトリシクロ[5.2.1.0(4,8)]デカ-2,5-ジエン	56641-38-4
37	rel-(1R,4S,7S,8S,9S)-2,3,4,5,6,9-ヘキサクロロトリシクロ[5.2.1.0(4,8)]デカ-2,5-ジエン	56534-03-3
38	クロルデン	12789-03-6
39	トキサフェン	8001-35-2
40	ヘキサブロモシクロドデカン	1027045-74-4
		1093632-34-8
		1235106-66-7
		1380399-84-7
		1380399-85-8
		1380399-86-9
		1380399-87-0
		1392102-29-2
		1392102-30-5
		1392102-31-6
		673456-49-0
		74398-41-7
		878049-04-8
878049-05-9		
878049-06-0		
878049-07-1		
878049-08-2		
41	ペルクロロブタ-1,3-ジエン	87-68-3
42	ペルクロロベンゼン	118-74-1
43	ペルクロロペンタシクロ[5.3.0.0(2,6).0(3,9).0(4,8)]デカン	2385-85-5
44	ペルクロロペンタシクロ[5.3.0.0(2,6).0(3,9).0(4,8)]デカン-5-オン	143-50-0
45	ベンゼン-1,4-ジアミンのN,N'-(フェニル及びトリル混合)誘導体	68953-84-4

日本航空電子工業株式会社 グリーン調達ガイドライン 別表

別表	名称
1	製造工程で使用を規制する環境影響物質
1-1	適用除外物質
2	含有禁止物質リスト
3	含有禁止物質リスト：化審法第一種特定化学物質(他の化学物質群で指定したものを除く)

改訂履歴

Ver	内容	改訂日
1.0	新規発行	2025.2.20